

厚生労働大臣の定める揭示事項 (2025 年 6 月 1 日現在)

I 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 入院基本料について

当院は「急性期一般入院基本料2」の届出を行っております。

III DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせで算定する「DPC対象病院」となっております。

【医療機関別係数】

2025 年 6 月 1 日～2026 年 5 月 31 日：1.3609

(基礎係数 1.0451 + 機能評価係数 I 0.2317 + 機能評価係数 II 0.0515 + 救急補正係数 0.0326)

IV 当院では関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

記

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養 (I) を算定するべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は入院時食事療養に関する特別管理による食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時 (夕食については午後 6 時以降) 適温にて提供しております。また、あらかじめ定められた日に、患者様に対して提示するメニューからお好みの食事を提供できる「選択メニュー」を実施しております。

2) 基本診療の施設基準に係る届出

・一般病棟入院基本料 ・救急医療管理加算 ・診療録管理体制加算 3 ・医師事務作業補助体制加算 2 ・急性期看護補助体制加算 ・療養環境加算 ・重症者等療養環境特別加算 ・栄養サポートチーム加算 ・医療安全対策加算 1 ・感染対策向上加算 1 ・患者サポート体制充実加算 ・後発医薬品使用体制加算 1 ・病棟薬剤業務実施加算 1 ・データ提出加算 ・入院支援加算 1 (入院時支援加算) ・認知症ケア加算 2 ・せん妄ハイリスク患者ケア加算 ・地域医療体制確保加算 ・協力対象施設入所者入院加算 ・ハイケアユニット入院医療管理料 1 ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1 ・地域包括ケア病棟入院料 2 ・緩和ケア病棟入院料 2

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・下肢創傷処置管理料 ・院内トリアージ実施料 ・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算 ・がん治療連携指導料 ・外来腫瘍化学療法診療料 2 ・薬剤管理指導料 ・医療機器安全管理料 1 ・在宅療養後方支援病院 ・皮下連続式グルコース測定 ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定) ・検体検査管理加算 II ・時間内歩行試験 ・遠隔画像診断 ・CT 撮影及び MRI 撮影 ・外来化学療法加算 2 ・無菌製剤処理料 ・脳血管疾患等リハビリテーション料 I ・運動器リハビリテーション料 I ・呼吸器リハビリテーション料 I ・人工腎臓 ・導入期加算 1 ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 ・内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘 (亜全摘) 術 (両葉)、内視鏡下副甲状腺 (上皮小体) 腺腫過形成手術 ・内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 ・食道縫合術 (穿孔、損傷) (内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、腎 (腎盂) 腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、膈腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの) ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・大動脈バルーンパンピング法 (IABP 法) ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 ・体外衝撃波胆石破碎術 ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ・体外衝撃波腎、尿管結石破碎術 ・体外衝撃波膀胱石破碎術 ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 ・輸血管理料 II ・輸血適正使用加算 ・人工肛門、人工膀胱造設術前処置加算 ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ・麻酔管理料 I ・病理診断管理加算 1 ・悪性腫瘍病理組織標本加算 ・酸素の購入単価 ・看護職員処遇改善評価料 37 ・入院ベースアップ評価料 57 ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I) ・医療 DX 推進体制整備加算 ・医療情報取得加算

V 保険外負担に関する事項

個室料金はいただいておりません。

当院では証明書・診断書料など (別表) につきまして、その利用日数、使用量、利用回数などに応じた実費のご負担をお願いしております。

VI 診療費明細書に関する事項

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に行う観点から、領収証の発行時に診療報酬算定項目が個別に記載されている明細書を無償で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無償で発行しております。尚、明細書には薬剤の名称や検査の項目などが記載されるため、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

【当院通常診療時間】 9:00～17:00